

16 鹿児島県環境基本計画の進捗状況

鹿児島県環境基本計画に対する平成17年度の施策等の進捗状況（実施状況）は次のとおりです。

NO	第3章 施策の展開	主務課	平成17年度の進捗状況（実施状況）
001	16－(1) 安心できる健やかな環境の確保 1 大気環境の保全 (1) 環境基準の達成維持 ○常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	16－(1) 安心できる健やかな環境の確保 1 大気環境の保全 (1) 環境基準の達成維持 ○本県の大気環境は、17測定局（鹿児島市調査分を含む）における常時監視の結果、二酸化硫黄や光化学オキシダントで、火山活動あるいは成層圏大気の下降等の自然的要因によって環境基準を達成できなかった測定局があったものの、その他は環境基準を大きく下回っており全体としては、前年度までと同様な状況であった。
002	(2) 工場・事業場対策 ○大気汚染防止法*や公害防止条例*等に基づき、ばい煙*や粉じんについて引き続き規制を行うとともに、監視体制を充実・強化します。	環境管理課	(2) 工場・事業場対策 ○ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査（286施設）を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査（14施設）を実施。
003	○燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換を促進します。	環境政策課	○他の化石燃料に比べ相対的に環境負荷が少ないクリーンなエネルギーである天然ガスの事業場での利用がみられ、また、鹿児島市内に供給される都市ガスについては、液化天然ガスを原料とした都市ガスへのガス種転換が行われた。
004	○低ばい煙施設の設置や使用など発生の抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止技術の周知徹底を図ります。	環境管理課	○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者を指導。
005	○ダイオキシン類の監視体制を充実・強化します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境管理課	○ダイオキシン類に係る環境調査を実施（大気5地点、公共用水域水質・底質15地点、地下水質10地点、土壌16地点）、環境基準超過はなし。 ○ダイオキシン類に係る環境調査を実施（大気5地点、公共用水域水質・底質15地点、地下水質10地点、土壌16地点）、環境基準超過はなし。特定施設の排出基準適合調査（1施設）を実施。（排出基準に適合）
006	(3) 自動車排出ガス対策 ○交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備、交差点の改良及び地域の状況に応じた立体化など、交通流対策に努めます。	道路建設課 道路維持課 県警交通規制課	(3) 自動車排出ガス対策 ○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。 ○交通の円滑化を図るため、交通管制センターエリア内へ7交差点を整備し、交通管制センターエリア拡大を実施。
007	○トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰り荷の確保など、物流の効率化を促進します。	交通政策課	○平成17年度は事業なし（平成17年度にトラックターミナルを整備済み）。
008	○人流の合理化のため、公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。	交通政策課	○各バス事業者において、運行ダイヤの改善、運行時間帯の拡大、車両の広ドア低床化等利用者利便性の向上のための輸送サービスの改善等、バスの利用促進策を実施。
009	○自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど、監視体制の充実を図ります。	環境管理課	○自動車排出ガス測定局（2局）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施。
010	○市町村や関係団体とも連携して、アイドリングストップ運動を推進するなど、各人の自主的活動による大気汚染防止の普及啓発を図ります。	環境政策課	○毎年12月の「地球温暖化防止月間」、「大気汚染防止推進月間」に車のアイドリング・ストップ等を啓発。 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：燃料の10%削減にチャレンジ）実践行動を推進。
011	○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。また、県の公用車の更新の際は、小排気量車への転換や低公害車の導入に努めます。	環境政策課 管理調達課	○環境フェア等において啓発。 ○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進。 ○県及び市町村において、低公害車を導入するとともに、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入を推進。 ○特殊車両（2台）を除き、低公害車（61台）及び低排出ガス認定車（7台）を購入した。なお、更新車両の約60%について小排気量車へ転換した。

012	○市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて植樹帯・植樹ますを整備。
013	(4) 桜島火山ガス対策 ○桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。	環境管理課	(4) 桜島火山ガス対策 ○桜島では、鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄について有村局、黒神局及び赤水局で環境基準を超過。
014	2 水・土壌環境の保全 (1) 水循環の確保 ○森林・農地の水源かん養機能の維持・向上を図るため、里地里山*等の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐*等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。	森林整備課	2 水・土壌環境の保全 (1) 水循環の確保 ○森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。
015	○水道水源として安全性を確保するため、汚濁発生源対策を促進します。	環境管理課	○417事業場について、延べ 479回の監視指導を実施し、46件の改善勧告等の行政指導を実施。
016	○工場・事業場における節水等、水使用の合理化対策を促進します。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動において、オフィスや工場・事業場での節水、水の有効利用を具体的行動メニューの一つとして示し、普及啓発。
017	○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。	建築課	○平成17年度は奄美高校において雨水利用施設（配管施設）を整備中。
018	○各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。	環境政策課	○省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等22,000部）やパネル展、研修会を開催。
019	○主に都市地域において透水性舗装*や雨水浸透ます*の設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて歩道部に透水性のある平板ブロックを使用。雨水浸透ますについて、事業主体である市町村等に対して助言。
020	○地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。	環境管理課	○平成17年度は新たな地盤沈下や塩水化の発生事例の報告なし。
021	(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)ー1 公共用水域 ○水質の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)ー1 公共用水域 ○環境基準類型指定水域の37河川48水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の21河川21水域、1湖沼1水域（鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む）について水質調査を実施した結果、重金属等の健康項目で1地点基準超過があった。生活環境項目については76水域のうち12水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。
022	○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。	環境管理課	○これまでに、37河川48水域、4湖沼4水域、8海域24水域でBOD又はCODの類型指定、2海域2水域、4湖沼4水域で窒素・燐の類型指定。
023	○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。	環境管理課	○8市町村20河川で実施。また、プールの代用として海水浴場に係る分については、8市町村15水域において実施。
024	○県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。	環境管理課	○推定利用者数が概ね1万人以上の県内23海水浴場について、水質調査をシーズン前及びシーズン中の2回実施し、シーズン前実施分について公表。調査結果は、全て水浴可能な水質。調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、透明度、O-157。
025	○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。	河川課	○河川愛護月間（県：5月21日～6月20日、全国：7月1日～7月31日）に72市町村、1,035団体の48,067人が河川愛護作業に参加。うち55団体を表彰。 ○海岸愛護月間（7月1日～7月31日）38市町村、186団体の26,879人が海岸愛護作業に参加。うち10団体を表彰。
026	○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。	農地整備課	○長島町において、事業を実施する前の計画段階で地下水の取水量について十分な打合せを行った。
027	(2)ー2 地下水 ○地下水の水質保全を図るため、地域の地下水の概況を計画的に監視調査し、地下水の環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	(2)ー2 地下水 ○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており、平成17年度までに2558井戸で実施。
028	○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。	環境管理課	○215井戸について、水質測定計画に基づく調査を実施した結果、44井戸（うち定期モニタリング調査井戸は42井戸）が環境基準を超過。飲用井戸については、関係課と連携を図り水道への切り替え等を指導。
029	○工場・事業場におけるトリクロロエチレン等の有害物質の使用状況等を把握するとともに、安全な溶剤等への切り替えや適正な使用・管理等を促進します。	環境管理課	○トリクロロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施。
030	○農畜産業に起因すると思われる地下水汚染を防止するため、適正な施肥や家畜排せつ物処理等、環境保全型農業を推進します。	食の安全推進課 畜産課	○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により、化学肥料の10アール当たり施肥量は、63.3%（H16／S60）に削減。 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。

031	(2)ー3 地域水質環境管理計画の推進 ○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	環境管理課	(2)ー3 地域水質環境管理計画の推進 ○「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾環境行政連絡会議（県、湾域市町）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。 ○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うとともに、清掃用ごみ袋を作成配布するなど水質保全に対する意識を啓発。
		水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画策定に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
032	○池田湖については、富栄養化が懸念されていることから、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水の水質管理、適正な養殖管理及び生活排水対策等により窒素、リンの削減を図るなど、地域の特性に応じた対策を推進します。	環境管理課	○第3期池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底による汚濁負荷量の削減などの発生源対策や啓発活動など総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議を開催し進行管理を実施。
033	○県、市町及び住民団体・事業者団体等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的実践活動を促進します。	環境管理課	○湾奥の行政、住民団体及び事業者団体等で組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会に対し、県が負担金を拠出し支援。
034	(3) 産業系排水対策 (3)ー1 工場・事業場対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境管理課	(3) 産業系排水対策 (3)ー1 工場・事業場対策 ○417事業場について、延べ479回の監視指導を実施し、46件の改善勧告等の行政指導を実施。
035	○未規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排出水の改善対策等を指導します。	環境管理課	○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施。
036	○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。	工業技術センター	○「工場排水管理技術講習会」を開催し、107社187名が参加。
037	(3)ー2 農畜産業・水産業対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底を図ります。	環境管理課	(3)ー2 農畜産業・水産業対策 ○養豚業46事業場について、延べ46回の監視指導を実施し、5件の改善勧告等の行政指導を実施。
038	○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性との調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。	農業試験場	○施設軟弱野菜の周年栽培における養分集積は、窒素よりもカリウムの集積が問題であることから、適正施肥量を明らかにした。また、鶏ふん堆肥の組み合わせ利用による環境保全型施肥技術の開発に取り組んだ。
		食の安全推進課	○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により化学肥料の10a当たりの施肥量は63.3%(H16/S60)に削減。また、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成。
039	○畜産経営に起因する環境汚染を防止し、地域社会と調和した畜産経営の安定的発展のため、環境保全型畜産を推進します。	畜産課	○畜産環境保全の指導を実施。
040	○家畜排せつ物の処理については、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を推進します。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
041	○でん粉工場については、でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領に基づき、適切な排水処理を徹底します。	農産課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。
		環境管理課	○でん粉工場29事業場について、延べ61回の監視指導を実施し、3件の改善勧告の行政指導を実施。
042	○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生簀台数の制限や適正な養殖管理を指導します。	水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
043	○ウナギ等の内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を推進します。	水産振興課	○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施。
044	(4) 生活排水対策 (4)ー1 発生負荷の削減 ○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。	環境管理課	(4) 生活排水対策 (4)ー1 発生負荷の削減 ○各種イベント等を通じて、家庭における自主的実践活動を促進するために啓発を実施。
045	○鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域（鹿児島湾奥部流域3市9町（平成16年3月現在））については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。	環境管理課	○鹿児島湾奥の3市3町（平成18年3月現在）は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進。
046	(4)ー2 排水処理施設の整備 ○市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県	生活排水対	(4)ー2 排水処理施設の整備 ○公共下水道整備事業箇所数11市6町21箇所、供用開始箇所数11市5町20箇所。

	下水道等整備構想を基本として、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。	策室	○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成17年度までに、8市15町2村58地区で事業に着手、うち8市14町1村の48地区で供用開始。 ○平成17年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の21.7%。累積の合併処理浄化槽108,761基で、総浄化槽基数266,969基のうちの40.7%。平成17年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、7,777基。
		漁港漁場課	○漁業集落排水施設の整備は、平成17年度までに7市町村12地区で事業に着手、8地区で供用開始。
047	○富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。	生活排水対策室	○事業主体である市町村に対して助言。
048	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実を図ります。	生活排水対策室	○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃及び法定検査の充実。
049	(5) 土壌環境の保全 ○良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進します。	環境管理課	(5) 土壌環境の保全 ○有害物質を使用している事業場に対し、立入指導を実施。
		食の安全推進課	○環境にやさしい農業推進研修会や土づくり推進月間、農薬適正使用推進月間を設けるなど啓発活動を実施。
050	○土壌汚染対策法に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等の時点において、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施を指導します。	環境管理課	○水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合、届出が提出された段階で指導。 ○土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地改変の機会を捉えて、土壌汚染防止を事業者に周知。
051	○土壌の汚染状況が基準に適合しない場合は、汚染されている地域として指定し、情報を公開するとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。	環境管理課	○H15.2.15土壌汚染対策法が施行されて以来、19事業場について法に基づく手続きが行われたが「指定地域」として指定されたところはない。
	3 化学物質の環境安全管理 (1) 包括的対策（化学物質排出把握管理促進法など）		3 化学物質の環境安全管理 (1) 包括的対策（化学物質排出把握管理促進法など）
052	○化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	環境管理課	○化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成17年度は508事業所からのPRTR届出があり、これを受付し、国に送付。鹿児島県のPRTRデータをまとめホームページに公開。
		食の安全推進課	○農業販売店（卸）を対象とした流通実態調査を行い、農薬の種類・量の把握等情報収集を実施。
053	○人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境管理課	○昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、平成17年度は、初期・詳細環境調査（生物）、暴露量調査（水質）、モニタリング調査（水質、底質、生物、大気）を実施。
054	○化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究を推進します。	環境管理課	○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに、事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（6施設）を実施。
055	○ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持を図ります。	環境管理課	○有害大気汚染物質排出事業所等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出低減対策の推進について指導。
056	○人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制、地下浸透規制及び農薬の安全使用対策を適正に実施するとともに廃棄物の適正な処理を促進します。また、有害化学物質の使用法の改善について、技術的な指導を行います。	環境管理課	○揮発性有機化合物の排出のおそれがある55事業場の監視指導を実施し、1件の改善勧告を実施
		食の安全推進課	○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（6施設）を実施。 ○工場・事業場に対する立入指導を行い、排出水の監視・調査を実施。 ○「農薬使用の手引き」を作成し、病害虫・雑草防除及び植物成長調節における適正な使用を指導する際に水質汚濁性農薬を除外。 ○県内31のゴルフ場において、井戸や排水口等の自主水質検査を行った結果、環境省が示した暫定指導指針値を下回っていた。
	(2) ダイオキシン類		(2) ダイオキシン類
057	○ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。	環境管理課	○廃棄物焼却炉以外のダイオキシン類特定施設について、ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法の遵守を指導。
		廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類について、排出基準の適合状況調査（23施設）を実施。（全て排出基準に適合）
		廃棄物・リサイクル対策課	○焼却施設から発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、構造基準（助燃装置、温度計、記録計等の設置）・維持管理基準（800℃以上で燃焼、ダイオキシン類の測定等）の遵守を指導。

058	○大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌のダイオキシンの類による汚染の状況を監視します。	環境管理課	○「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施。
059	○県ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫補助事業の導入を図り、市町村等のごみ処理施設2箇所（鹿児島市、肝属地区一般廃棄物処理組合）、リサイクルプラザ1箇所（肝属地区一般廃棄物処理組合）、埋立処分地施設1箇所（姶良郡西部衛生処理組合）、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設2箇所（霧島市、大島地区衛生処理組合）など一般廃棄物処理施設の整備を促進。
060	(3) PCB廃棄物 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法*」）に基づき、保管等の届出義務の遵守など、適正な処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) PCB廃棄物 ○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。
061	(4) その他の化学物質 ○農薬安全使用の徹底、農薬取扱者の指導・取締り及び農薬の適正な使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。	食の安全推進課	(4) その他の化学物質 ○農薬取締法による農薬適正使用の周知徹底や、適期・適確な病虫害発生予察情報の提供により、農薬の10アール当たり使用量を45.4%（H17／S60）に削減。 ○啓発期間を設けて、農薬使用者等に対する広報、農薬販売店等に対する研修会や立入検査・指導の実施などにより農薬適正使用を推進。 ○有人ヘリコプター及び無人ヘリコプターによる水稲の航空防除の実施団体に対し、農薬安全使用対策を指導。
		農業試験場 森林整備課	○経過措置農薬の登録拡大に向け、対象作物の農薬残留量を測定。 ○松くい虫特別防除事業に係る航空防除実施に際し、農林水産航空事業技術指針を適正に運用し、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守することにより松くい虫被害の適正な防除を図るとともに、地域住民や関係団体、市町村等による連絡調整会議を開催。
062	○農薬に替わる害虫防除の方法として、天敵利用*などの生物的防除、耕種的・物理的防除技術*などを組み合わせた総合防除技術の開発を図ります。	農業試験場	○農薬に替わる害虫駆除の方法として、葉ネギの鱗翅目害虫の複合性フェロモン剤による防除効果を検討し、農薬による防除回数の軽減と低コスト化が図られることを明らかにするとともに、新たな作物での利用を検討。 ○天敵利用技術を用いた施設ビーマンにおいて、化学農薬使用を抑制することによって顕在化する害虫種への対応を検討。
		果樹試験場	○施設ナスにおける天敵利用技術を検討し、ナスを加害するスリップス類に対して、補食性天敵タイリクヒメハナカメムシが有効であることを明らかにし、より簡易な効果的施用法を検討。
		養蚕試験場	○微生物資材が根深ネギの白絹病、軟腐病に対して安定的に有効であることを再度確認した。また、ジャガイモそうか病に対して、陽熱処理と米ヌカが有効であることを明らかにし、より簡易な効果的施用法を検討。
063	(5) 事故時における対策 ○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、関係機関と連携をとりながら、事故が発生した場合の応急措置、速やかな復旧、事故の状況の通報及びその拡大や再発の防止措置など、各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。	環境管理課	(5) 事故時における対策 ○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対策を実施。
		食の安全推進課	○農薬事故等の発生に際しては、関係機関と連携を密にし、迅速的確な状況把握に努め、関係団体等の協力も得て、その再発防止対策を実施。
		水産振興課	○県内で発生した油漂着事故について、状況の把握に努めるとともに、県漁連等関係機関との連携の下、その防除、清掃が円滑に行われるよう指導。
064	○魚などのへい死事故等については、連絡体制、応急対策及び原因究明等についての対応マニュアルに基づき、適切な対応を図ります。	水産技術開発センター	○県下の河川等で発生した魚介類の異常へい死事故について、各関係市町等からの調査依頼により、原因調査を2件実施。
4 騒音・振動、悪臭等の防止			
(1) 騒音・振動の防止			
065	(1)－1 環境基準の類型指定等の推進 ○土地利用等の実状に応じ、騒音に係る環境基準の類型指定等をさらに推進します。	環境管理課	(1)－1 環境基準の類型指定等の推進 ○薩摩川内市の入来都市計画用途地域に類型指定するための事務処理を行った。
	(1)－2 工場・事業場対策 ○騒音規制法*、振動規制法*及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図ります。	環境管理課	(1)－2 工場・事業場対策 ○県管理の工業用地の土地取得者に対しては、騒音、振動等による公害を発生させないよう十

	す。また、土地利用等の実状を踏まえて、必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直します。		分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、立地協定書や土地売買契約書で規定。
067	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離等環境に配慮した土地利用の適正化を促進します。	都市計画課	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地利用の適正な誘導を行っている。
068	○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。	環境管理課	○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導。
069	○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など、騒音・振動防止技術の普及を図ります。	環境管理課	○市町村担当者研修会等で、騒音、振動防止技術の普及について啓発。
	(1)－3 道路交通騒音・振動対策		(1)－3 道路交通騒音・振動対策
070	○公園・緑地、緩衝建築物等緩衝空間の設置など、沿道土地利用対策を促進します。	都市計画課	○市町村に対し、助言。
071	○バイパスなどの道路網の整備、生活ゾーンへの通過交通の排除、信号機の運用改善や速度規制の見直しなどを交通流対策として推進します。	県警交通規制課 道路建設課 道路維持課	○あんしん歩行エリア等4地区25交差点の交通信号機等による交通総量の抑制の運用見直し及び2路線138mについて車両通行止等をそれぞれ実施。 ○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。
072	○低騒音舗装による路面の改良及び遮音壁や植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備。
073	○関係法令等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。また、低騒音車の普及促進、自転車利用施設の整備など低騒音型交通手段への転換を促進します。	県警交通指導課	○交通事故や交通違反の実態、苦情、取締り要望に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化し、10月を「過積載取締り強化月間」と定め、全県的な取締りを実施し、平成17年度中、過積載違反を97件、整備不良違反を4,498件検挙。
074	○騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。	環境管理課	○15区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し、96.2%の達成率。
	(1)－4 鉄道騒音・振動対策		(1)－4 鉄道騒音・振動対策
075	○九州新幹線鹿児島ルートについては、平成12年3月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型の指定を行っており、今後定期的に騒音測定を実施して環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。	環境管理課	○新幹線の騒音・振動の防止対策については、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施。騒音の達成率は53.3% (8/15地点)。
076	○在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。	環境管理課	○事業者から相談があった際に、騒音・振動の防止について、適切な対応に努めるよう指導。
	(1)－5 航空機騒音対策		(1)－5 航空機騒音対策
077	○鹿児島空港及び鹿児島飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。	環境管理課	○鹿児島空港及び鹿児島飛行場において、6地点ずつ測定した結果、全て環境基準を達成。
078	○その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。	環境管理課	○苦情があった場合、必要に応じ対応。
	(1)－6 建設作業騒音・振動対策		(1)－6 建設作業騒音・振動対策
079	○騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型機種の導入を促進します。	環境管理課 技術管理課	○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底。 ○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知。 ○工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導。低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応。
	(1)－7 近隣騒音対策		(1)－7 近隣騒音対策
080	○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、公害防止条例等により規制や指導の一層の徹底を図ります。	環境管理課 県警地域課 県警生活安全企画課	○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応。 ○騒音苦情等で県警本部通信指令室（110番）に335件の通報を受理。 ○公安委員会では県風俗環境浄化協会（県防犯協会）に、風俗営業管理者講習会を委託し、県下各警察署等で平成17年度中同講習会を22回開催し、1,482人の管理者を指導。
	(2) 悪臭の防止		(2) 悪臭の防止
	(2)－1 工場・事業場対策		(2)－1 工場・事業場対策
081	○悪臭防止法*及び公害防止条例に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じ適正に見直します。	環境管理課	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定について、県内の未指定町村に対し、意向調査を実施。 ○特定悪臭物質濃度測定を1事業場で実施。
082	○工場・事業場の立地等に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を促進します。	環境管理課 企業立地推進室	○市町村からの相談に対応。 ○県管理の工業用地の土地取得者に対しては騒音、振動等による公害を発生させないように十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、

			立地協定書や土地売買契約書で規定。
083	○複合臭*に対応するため、臭気指数*規制の導入を検討します。	環境管理課	○市町村からの希望等を聴取したほか、説明会等で解説。
084	○脱臭施設の設置や建屋の密閉化など、悪臭防止技術の普及に努めます。	工業技術センター	○技術相談等で情報の提供や相談の実施。
085	(2)－2 畜産対策 ○住居地域との混住化に対応するため、畜産経営の環境整備を総合的に推進します。	畜産課	(2)－2 畜産対策 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施する。地域住民からの苦情に対する改善を指導。
086	○畜産経営に起因する悪臭や水質汚濁等の環境汚染の発生を防止するため、環境に配慮した畜舎の整備や家畜排せつ物の堆きゅう肥等への利用促進など、環境保全型畜産を推進します。	畜産課	○家畜排せつ物処理施設の整備状況については、資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等で畜産農家161戸の施設整備を実施。
087	○畜舎内外や堆肥舎の環境美化、衛生強化運動の実践などにより、住民と共生できる畜産を構築します。	畜産課	○畜舎及び堆肥舎等の周辺の環境美化を実施。
088	○微生物製剤の有効性の検討や悪臭防止に関する新技術の導入を促進します。	畜産課	○微生物資材有効利用技術検討会の開催や畜産農家への巡回調査・指導を実施。
089	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○ヤンバルトサカヤスデ*等の不快害虫については、他の生物に悪影響を与えないような方法で市町村による適正な駆除を促進するとともに、国や民間の研究機関などと連携しながら生態や駆除方法の調査研究に努めます。また、適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○地域の環境衛生向上を図るため、地区衛生組織指導者を中心に、環境衛生地区診断を市町村、校区単位で30箇所を実施。
		廃棄物・リサイクル対策課	○ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学、沖縄県の専門家等で組織する「ヤスデ対策検討委員会」を平成17年7月と平成17年11月の2回開催し、不妊化手法の解明、忌避剤開発に向けた調査研究等を行うとともに、まん延防止リーフレットを作成・配布した。また、頰娃町において現地説明会を開催し、まん延防止対策等について説明。
090	5 循環型社会の形成 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1)－1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進 ○県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や県地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等との連携の下、マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）を展開するなど、ごみの排出抑制の普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	5 資源循環型社会の形成 (1) 一般廃棄物処理の促進 (1)－1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進 ○県ごみ減量化・リサイクル推進協議会においては、10月に「マイ・バッグキャンペーン」を実施し、ポスター2,500枚を配布して広報・啓発を図るとともに、市町村、関係団体、事業者等に対し協力を依頼。
091	○一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用を図るため、市町村と連携し、県民、事業者への普及啓発を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○平成13年度県クリーン・リサイクル推進協議会を改組・拡充し、廃棄物全般の減量化・リサイクルの促進を目的に設置した県ごみ減量化・リサイクル推進協議会を開催し、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するための連絡調整、諸方策についての協議及び情報交換を実施。
092	○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めます。なお、家電リサイクル法については、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。	廃棄物・リサイクル対策課	○平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことを受け、廃家電のリサイクルの円滑な実施を図るとともに、離島地域（種子島地区及び奄美地区）における収集運搬料金の低減化のための協議を実施。
093	○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○平成17年1月から本格施行された自動車リサイクル法について、ポスター等により、制度の普及啓発を行うとともに、関連事業者、市町村に対し説明会を15回実施。離島からの海上輸送費に係る助成制度について、離島市町村等に対して助言・指導を実施。
094	○「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」）」に基づく各種リサイクルについての的確な情報の把握に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○容器包装リサイクル法等リサイクル関連法やパソコンのリサイクルなどについて情報収集を実施。
095	(1)－2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ及び管理型最終処分場などの廃棄物処理施設の計画的な整備を促進します。なお、離島地域については、生ごみの堆肥化施設やダイオキシン類の削減対策が講じられた小規模焼却施設の島ごとの整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(1)－2 廃棄物処理体制の整備 ○県ごみ処理広域化計画に基づいて、リサイクルを一層推進するための拠点となるリサイクルセンターなどのリサイクル施設の広域的な整備を促進するため、関係市町村に対する助言を実施。 ○国庫補助事業及び交付金事業の導入を図り、市町村等のごみ処理施設2箇所（鹿児島市、肝属地区一般廃棄物処理組合）、リサイクルセンター1箇所（肝属地区一般廃棄物処理組合）、埋立処分地施設1箇所（始良郡西部衛生処理組合）など一般廃棄物処理施設8施設の整備を促進。
		生活排水対策室	○公共下水道整備事業箇所数11市6町21箇所、供用開始箇所数11市5町20箇所。
096	○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法の規定に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、処理施設の改善及び排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定等について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシンについて排出基準の適合状況調査（23施設）を実施。（全て排出基準に適合）
	○し尿の海洋投入の全廃に向けた市町村のし尿処理施設の整備を促進します。また、合	廃棄物・リサ	○平成17年度は霧島市、大島地区衛生組合で、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設を整備中。

097	併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、公共下水道との調整を図りながら整備を促進します。	イクル対策課 生活排水対策室	○平成17年度末汚水処理人口普及率60.9%
098	(1)－3 適正処理の推進 ○不法投棄防止に係る市町村の条例制定や郵便局等との連携による取組等の先進事例について、情報を提供するなど支援に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(1)－3 適正処理の推進 ○家電・自動車リサイクルシステムの円滑な推進のため、不法投棄の要因となる収集運搬料金等の低減に向けて、市町村と協議等を行うとともに、不法投棄の実態調査を実施し、市町村に情報提供を行った。
099	○地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。	廃棄物・リサイクル対策課	○地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善（地区診断：市町村、校区単位で21箇所）、衛生知識の水準の引き上げ（ブロック研修会、2～4支部単位で5箇所、支部研修会：市町村、校区単位で24箇所）に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進。
100	(1)－4 普及啓発及び情報公開の推進 ○県民が自主的に大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、環境に対する負荷の軽減に努める「地球環境を守るかごしま県民運動」を展開するとともに、環境教育、環境学習を推進します。	環境政策課	(1)－4 普及啓発及び情報公開の推進 ○省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等22,000部）やパネル展、研修会を開催。 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。
		廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し、40組102人が参加
101	○一般廃棄物に関する排出量、処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。また、一般廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得るため、積極的な情報公開を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○県内のごみ、し尿の排出処理の実態について「鹿児島県の一般廃棄物処理」（平成15年度廃棄物処理事業実態調査結果）を作成し、広く情報提供を実施。
102	(2)産業廃棄物処理の推進 (2)－1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進 ○産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対して、排出抑制、減量化及びリサイクルに関する計画を含む産業廃棄物処理計画の作成を指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)産業廃棄物処理の推進 (2)－1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進 ○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）105事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）15事業所が処理計画を策定。
103	○産業廃棄物情報交換制度がさらに広く活用されるよう普及啓発を行い、事業者、処理業者間の活発な情報交換を促します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の提供情報485件、受入情報150件を県ホームページに掲載。
104	○産業廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の利用についての普及啓発を行うことなどにより各種リサイクル製品の市場の拡大に努めます。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。
		廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する研究開発の支援等を行う補助金制度を実施（H17～）。施設設備補助1件9,500千円、研究開発補助2件2,836千円
105	○リサイクル関連企業の立地を促進します。	企業立地推進室	○平成17年度はリサイクル関連企業の立地なし。
106	○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また、市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。	技術管理課	○「県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を平成5年4月より運用し、公共工事から発生する建設廃棄物の「発生の抑制」、「再利用の促進」、「適正処理徹底」を実施。 ○国、県、市町村、公団等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内18箇所設置し、建設副産物に関する情報交換等を実施。 ○平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い、建設副産物の再資源化等を推進。
107	○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○平成17年1月から本格施行された自動車リサイクル法について、ポスター等により、制度の普及啓発を行うとともに、関連事業者、市町村に対し説明会を実施。離島からの海上輸送費に係る助成制度について、離島市町村等に対して助言・指導を実施。
108	○排出事業者や処理業者と連携し、食品リサイクル法の円滑な運用を図ります。	食の安全推進課	○関係団体・事業者に対し、法の周知、普及啓発を実施。
109	(2)－2 産業廃棄物処理施設の整備促進 ○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、中間処理施設や安定型処分場など産業廃棄物処理施設の整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－2 産業廃棄物処理施設の整備促進 ○処理施設設置許可件数13件
		商工政策課	○関係機関・団体と連携し、焼酎粕処理技術の情報提供や施設建設に関する支援施策について相談・連絡調整等を行うことにより、焼酎粕処理施設の整備を促進。
	○産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、市町村との連携を密にし、環境保全協定の		○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。事前協議完了件数31件

110	締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。なお、中間処理施設については、産業廃棄物の無害化、減量化及びリサイクルを推進するため必要な施設であり、地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	
111	(2)－3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進 ○管理型最終処分場については、現在、埋立てが可能なのは県内において自社専用施設を除き1か所もないことから、関係市町村長や関係者と協議して公共関与により最新の技術によるモデルとなるものの整備を推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－3 公共関与による管理型最終処分場の整備推進 ○先進地視察や産業廃棄物セミナー等普及啓発活動を実施。
112	○財団法人県環境整備公社の運営や同公社が行う管理型最終処分場の整備に対し支援します。	廃棄物・リサイクル対策課	○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備等の費用に充てるための基金を設置（H17～）。
113	(2)－4 適正処理の推進 ○講習会、研修会等を通じて、優良な排出事業者、処理業者の育成に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－4 適正処理の推進 ○産業廃棄物適正処理講習会において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明。 ○平成18年3月に産業廃棄物処理業者優良性評価制度を導入。
114	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努め、最新の処理技術の普及を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○処理技術の研究開発の状況について情報収集に努めた。
115	○不法投棄等の防止を図るため、マニフェスト制度*の徹底を指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○マニフェスト制度の周知徹底を図るため、各種講習会での説明を実施。
116	○産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、市町村、関係団体及び県民の協力の下に不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。 11月を不法投棄防止強化月間と定め、月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民の意識高揚を図るとともに、関係部局、機関と連携して集中的な合同監視パトロールを実施した。
117	○安定型最終処分場の設置者に対しては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに、定期的な水質検査を実施するよう指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○最終処分場に対して、監視指導を実施。
118	○焼却施設の設置者に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう、燃焼管理の適正化、処理施設の改善及び排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的測定について指導します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境管理課	○廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類については、23施設で排出実態調査を実施。 ○焼却施設については、法に基づく構造・維持管理上の検査・指導を実施。 ○発生源周辺の環境大気中のダイオキシン類についてモニタリングを1地点で年2回実施。
119	○産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより不法投棄等の不適正処理の未然防止に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の不適正処理、不法投棄の防止等について情報交換を2回開催。 各保健所においても、産業廃棄物に係る情報収集を行うとともに、関係機関との情報交換、連携の強化のための連絡体制の整備を図った。
120	○不法投棄が発生した場合、行政指導を厳正に行うほか、改善命令や措置命令等の行政処分を的確に行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○不法投棄については、原状回復等、厳正に指導を実施した。 ○行政処分は該当事例なし。
121	(2)－5 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○九州各県の排出事業者からの最終処分を目的とした県外産業廃棄物の搬入については、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、地元市町村長の意見を聴いて適切に対応します。その他の地域の排出事業者からの搬入については、原則として承認しないこととします。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－5 県外産業廃棄物の搬入抑制 ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施。県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議承認件数110件。
122	(2)－6 普及啓発及び情報公開の推進 ○産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	(2)－6 普及啓発及び情報公開の推進 ○先進地視察や産業廃棄物セミナーの開催。 ○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し、40組102人が参加。 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいて、ポスター・啓発パネルの展示、リーフレット配布等を実施。 ○県内のごみ・し尿の搬出処理の実態について「鹿児島県の一般廃棄物処理」（平成15年度廃棄物処理事業実態調査結果）を作成し、広く情報提供を実施。
123	○リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。 ○第7回かごしま環境フェアを鹿屋市で開催（平成17年10月）し、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、普及啓発を実施。
124	○産業廃棄物処理施設の信頼性、安全性に対する県民の理解が得られるよう、処理施設の設置や維持管理に関する情報を法令等に基づき県民に公開します。	廃棄物・リサイクル対策課	○廃棄物処理法に基づいて県民に公開。

125	6 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 ○川内原子力発電所周辺環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。	原子力安全対策室	6 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 ○川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年4回取りまとめて公表。	
		原子力安全対策室	○環境放射線調査に必要な9機器を整備。	
	○川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用に努めます。	原子力安全対策室	○発電所の運転状況等に関し28件（安全協定に基づくもの）の連絡、事前協議を受けるなど、安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。	
	○川内環境監視センター内の原子力情報展示ルームの整備・活用など、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。	原子力安全対策室	○川内環境監視センター原子力情報展示ルームに、280人が入館。	
		原子力安全対策室	○各種の調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報誌「原子力だよりかごしま」を年4回発行。	
126		原子力安全対策室	○川内原子力発電所地震観測システムを運用し、川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に公表。	
127		原子力安全対策室	○原子力防災訓練を平成17年11月18日（金）、19日（土）に実施し、85機関、6,909人が参加。	
128	○川内原子力発電所地震観測システムの運用など、県民に対する情報提供の充実に努めます。	原子力安全対策室	○県原子力防災センターを訓練・研修・施設見学等で341人が利用。	
129	○県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。	原子力安全対策室		
130	1 6－(2) 多様で恵み豊かな環境の保全 1 地域特性に応じた自然環境の保全 (1) 原生的な自然、優れた自然の保全 ○環境学習などにより自然保護思想の普及啓発を推進します。	森林整備課	1 6－(2) 多様で恵み豊かな環境の保全 1 地域特性に応じた自然環境の保全 (1) 原生的な自然、優れた自然の保全 ○2月1日～4月30日の「緑化強調期間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。 ○4月23日～29日までの「みどりの週間」を中心に県下各地で緑化キャンペーンを実施。 ○4月29日のみどりの日に「みどりの感謝祭」を、10月23日に「森の秋まつり」を県民交流センターで開催し、県民が森林とふれあう機会を提供。	
		環境保護課	○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。	
131	○世界的、全国的、地域的にみて価値の高いまとまりのある原生的な自然については、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域及び国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図ります。	環境保護課	○国立、国定、県立公園、自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき226件許可等（国立147件、国定55件、県立24件）。	
		森林整備課	○奄美希少野生生物保護増殖分科会において、マングースの防除事業の結果やオオトラツグミ・アマミヤマシギ、アマミノクロウサギの保護増殖事業等について意見交換。 ○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し、自然環境保全地域等の保全・管理を実施。	
132	○自然災害やサンゴの捕食被害等非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。	環境保護課	○保安林を指定し、標識の設置等（第1種標識6本、第2種標識302本、保安林解説板1基）を行い、保安林の適正な配備及び管理を実施。	
133	(2) 身近な自然の保全 ○計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成単層林施業や育成複層林施業*等により多様な森林づくりに努めます。	森林整備課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。（オニヒトデ捕獲数 17,188匹）	
134	○緑の募金*活動を促進し、森林整備や緑化に努めます。	森林整備課	(2) 身近な自然の保全 ○森林資源の整備充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。	
135	○緑の募金*活動を実施する団体として、（財）かごしまみどりの基金が指定されており、緑の募金を活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公民館、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施。	森林整備課	○緑の募金を実施する団体として、（財）かごしまみどりの基金が指定されており、緑の募金を活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公民館、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施。	
136	○水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を図ります。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保護を図ります。	森林整備課	○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに882.1ha指定。 ○予防対策として薬剤の空中散布を2,044ha、地上散布を41ha、駆除対策として伐倒駆除27,604m ³ を総合的に実施。	
	○地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、森林、農地等を維持・管理する担い手の確保に努めます。	農地整備課	○担い手育成型の畑地帯総合整備事業を71地区（進捗率62.4%）、担い手支援型畑地帯総合整備事業を19地区（進捗率57.8%）経営体育成基盤整備事業を15地区（進捗率66.6%）で実施。	

		林業振興課	○県林業労働力確保支援センター事業として、県内一円的林業事業体に対する相談・指導を実施。また、基幹林業就業者となる林業作業士の養成（累計267名）。高性能林業機械のリース・レンタル事業、林業事業体に対する経営コンサルタント等を実施。
137	○条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。	農政課	○中山間地域等において、集落協定等に基づき、継続した農業生産活動等を実施する農業者に対して交付金の交付を行った。（協定締結面積7,162ha）
		農村振興課	○構造改革特別区域法などに基づく特定法人貸付事業により、意欲と能力のある企業などの農業参入を促進し、耕作放棄地の解消による農地の有効利用が図られた。（解消面積約42ha） ○農作業受委託などを行う営農組織（457組織）、地域営農支援活動組織（29組織）に対する地域農業のシステム化の推進・支援を実施。
138	○砂浜・干潟などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保を図ります。	水産振興課	○2市2町（日置市、加世田市、金峰町、上屋久町）において、ウミガメ産卵場周辺の流木やゴミ等の除去や監視活動を行い、産卵場周辺の環境を整備。
139	○長い年月にわたる人間と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全を図ります。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：自然環境の保全にチャレンジ）実践行動を推進。
		農地整備課	○里地棚田保全整備事業を2地区（進捗率100.0%）で実施。
140	○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止*対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を推進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。	環境政策課	○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、不適正な対策の改善を図った。
		農地整備課	○県営畑地帯総合整備事業等の工事の際には、土砂流出防止対策要綱に基づき、各種対策を実施。
141	(3) 世界自然遺産屋久島の保全 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	環境保護課	(3) 世界自然遺産屋久島の保全 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を2回開催し、山岳部における利用の適正化を図った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を53,600部作成・配布。
142	(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産への早期登録を目指した取組に努めます。	環境保護課	(4) 世界自然遺産の候補地奄美群島地域の保全 ○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、奄美群島の自然生態系の現況調査や重要生態系の保全と活用に関する調査及び重要生態系の保全に係る普及・啓発活動を実施。 ○重要生態系地域の保護のため、国立公園等保護地域設定の前提となる重要地域を抽出
143	2 多彩な自然環境の活用 (1) 自然とのふれあいの場の確保 ○世界的、全国的、地域的にみて価値の高いままとりのある自然については、生態系研究の拠点として、あるいは適正な管理のもとでの自然体験・環境学習の場として利用します	環境保護課	2 多彩な自然環境の活用 (1) 自然とのふれあいの場の確保 ○「屋久島自然体験セミナー」（毎月1回）等を実施。 ○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターと連携し、自然観察会等を実施。
144	○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点からみて優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。	観光課	○自然とのふれあいと促進するため、屋久島地区では登山歩道の整備を行った。
145	(2) 自然を活かした地域づくり ○多面的機能を有する里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを推進します。	農地整備課	(2) 自然を活かした地域づくり ○里地棚田保全整備事業を5地区（進捗率88.2%）で実施。
146	○農山漁村地域における自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。	農政課	○県下に広くグリーン・ツーリズムを普及するため、県において、推進会議や指導者等の人材育成研修会等を開催するとともに、7町において推進体制を整備し、地域の特性を活かした都市住民等との交流活動を実践。
		観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
147	○自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいのなかで自然を学ぶエコツーリズムなど、本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	観光課	<u>○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。</u>
148	○水道水源や漁場の保全のため、河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し、森林を保全する活動を支援します。	森林整備課	○南さつま市笠沙町、垂水市及び長島地区において、水産関係と林業関係の事業を一体的に実施。
149	○県民参加による森林づくりを促進するための基盤づくりを進め、林業実践活動や森林	森林整備課	○森林ボランティア・フィールド提供者の登録状況は、個人登録460名、団体登録18団体、フィ

	ボランティア活動を支援します。		ールド登録31箇所。
150	○温泉や景観などを有効活用した地域づくりを促進します。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
151	(3) 屋久島環境文化村構想の推進 ○屋久島環境文化村構想の着実な推進に努め、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。	環境保護課	(3) 屋久島環境文化村構想の推進 ○屋久島環境文化村センター入館者数59,431人、研修センター入館者数8,119人
152	○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを促進します。	環境保護課	○自然体験型環境学習である「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
153	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	環境保護課	○第2回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
154	(4) 奄美群島自然共生プランの推進 ○奄美群島自然共生プランの推進体制を整備し、自然共生ネットワークの形成を促進します。	環境保護課	(4) 奄美群島自然共生プランの推進 ○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を年1回開催し、意見交換等を実施。
155	○自然生態系の現況調査・研究の推進、重要地域の保全等のための取組の推進及び登録に向けた合意形成等の促進など世界自然遺産登録に向けた取組を行います。	環境保護課	○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、奄美群島の自然生態系の現況調査や重要生態系の保全と活用に関する調査及び重要生態系の保全に係る普及・啓発活動を実施。
156	○エコツーリズムや奄美のブランドの創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。	観光課	○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施設の修景植栽等を実施。
157	○オニヒトデ駆除等サンゴ礁保全対策、希少野生動植物対策、自然再生の検討などにより、自然環境保全対策を推進します。	環境保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。(オニヒトデ捕獲数 17,188匹) ○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第9次鳥獣保護事業変更計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成17年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施。
158	3 生物多様性の保全 (1) 野生生物の適切な保護 ○県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。	環境保護課	3 生物多様性の保全 (1) 野生生物の適切な保護 ○希少野生動植物保護対策検討委員会を開催し、保護対策等についての協議を行うとともに、希少野生動植物保護に係る普及啓発ポスター等を作成・配布した。
159	○野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地等保護区や鳥獣保護区など各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。	環境保護課 森林整備課	○国の法改正に伴い、第9次鳥獣保護事業計画を変更し、第9次鳥獣保護事業変更計画(平成14年度から平成18年度までの5か年間)に基づき、鳥獣保護区を指定。平成17年度末現在の鳥獣保護区は140箇所、73,947ha。 ○ヤマシギと酷似しており、誤認捕獲される恐れがあるアマミヤマシギの保護増殖を図るため、昭和49年から規制している名瀬市及び大島郡一円におけるヤマシギの捕獲禁止期間を5年間延長。(H16.11.1～H21.10.31)
160	○ニホンシカ等著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を推進します。	森林整備課	○ニホンシカのモニタリング調査を実施し、この結果に基づきニホンシカ特定鳥獣保護管理計画を変更した。(狩猟期間の1か月延長)
161	○天然記念物*や絶滅のおそれのある野生動植物については、文化財保護法*、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、県文化財保護条例及び県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、適正な保護を図ります。なお、県文化財保護条例の運用に当たっては、貴重なものを天然記念物として指定し、保存に影響を及ぼす行為等から守ります。県希少野生動植物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物の指定や野生動植物の生息状況等調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。	環境保護課 文化財課	○愛鳥週間作品コンクールを実施し、優秀作品を表彰。(第39回 1,674点)。 ○指定希少野生動植物を41種指定し、捕獲、採取等を禁止するとともに、普及啓発ポスター等を作成、配布。 ○県文化財保護指導委員(30人)を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視。 ○県指定天然記念物として「オットンガエル」を新指定(指定:H17.4.19)
162	○奄美地域における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターの活用や、貴重な野生生物の保護のための調査研究、普及啓発等を促進します。	環境保護課	○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターとの連携により、自然観察会やクラフト教室、絵画展等を開催した。
163	○奄美地域において希少種の脅威となっている移入種の駆除対策を国と連携しながら進めます。	環境保護課	○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施。

164	○サンゴ礁保護のため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除や赤土等流出防止対策に努めます。	環境政策課	○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、不適正な対策の改善を図った。
		環境保護課	○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。（オニヒトデ捕獲数 17,188匹）
165	○傷病野生鳥獣については、指定診療施設や傷病鳥獣ボランティアの協力を得てその保護に努めます。	環境保護課	○県民により保護された傷病野生鳥獣に対し適切な治療を行った。（平成17年度の保護実績は295件）
166	○各学校における教育活動、県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護及び野生生物保護活動の普及を推進します。	環境保護課	○児童・生徒に愛鳥週間の普及啓発を図ることを目的とし、愛鳥モデル校を指定（平成17年度末現在31校）し、双眼鏡、図書等の配布や県からの助言・指導を行った。
		学校教育課	○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の実態に応じて体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。
167	○鳥獣による農作物や生態系の被害等については、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めるなど防止対策を講じます。	農政課	○26市町で、鳥獣による農作物被害を防止するための鳥獣害防止施設を整備。（平成17年度実績：イノシシ用電気柵119基、サル用電気柵7基、サル用捕獲檻2基等）
		森林整備課	○有害鳥獣捕獲及びニホンジカ電気柵の設置に対し、補助金を交付。（4,935羽、3,882頭、20基） ○シカ特定鳥獣保護管理計画を樹立し、メスジカ可捕区域の設定及び同区域内のニホンジカ猟期の1ヶ月延長を実施。
		水産振興課	○のり被害防除対策事業により、カモによる食被害を防ぐための防除網を252面設置。
168	○出水地方に渡来するツル、県内の海岸に上陸するウミガメ及び霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。	環境保護課	○ウミガメ保護監視員設置の19市町村に対して補助金を交付。 ○ウミガメ実態調査において上陸頭数等を調査。（H17年度：5,711頭） ○県ウミガメ保護対策連絡協議会を開催。 ○ウミガメ保護に係る普及啓発ポスター（1,000部）、小冊子（1,600部）を作成配布。 ○「特定地域鳥獣保護管理事業」により、飛来したツルの1/4～1/2程度が新たな休遊地を利用するなど、ツルの集中化の改善が図られている。なお、平成17年度の出水平野への飛来数は過去4番目に多い12,528羽であった。
169	(2) 野生生物の生息・生育環境の確保 ○各種事業の実施に際しては、事前に十分調査・検討を行い、野生生物の生息に配慮し、ビオトープ*（野生生物が生息できる空間）の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。	農地整備課	(2) 野生生物の生息・生育環境の確保 ○川辺町、宮之城町、末吉町、高山町のほ場整備予定区域において、田んぼの生き物調査を実施。また、薩摩川内市においてメダカ引越し大作戦を実施。
		林業振興課	○奄美地域の林道を中心に、側溝の廃止、エスケープトラフ等野生動物の生息環境に配慮した工法を導入。
170	○魚類の生息環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然型川づくり*を促進します。	農地建設課	○農業用河川工作物の整備、補強又は撤去に伴い、多段式、スロープ式魚道の整備を13地区で実施。
		河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（住用村）等で実施。
171	4 森林環境の保全 ○人工林の計画的伐採、地域の特性に配慮した適地適木による伐採跡地の造林及び集団的な保育・間伐を進めます。	森林整備課	4 森林環境の保全 ○森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林（165ha）や下刈（1,325ha）等を実施。
172	○間伐については、市町村を主体とした推進体制を整備し、間伐末実施林の解消や間伐材生産及び間伐材利用を進めます。	林業振興課	○公共土木事業等への間伐材利用を推進するとともに、県産材を使用した木造住宅の建設促進に取り組んだ。
		森林整備課	○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、緊急間伐推進3カ年計画に基づいて地域ぐるみの間伐（8,966ha）を実施。
173	○森林の立地条件や地域特性を踏まえ、長伐期施業、複層林施業及び天然広葉樹林の整備など多様な森林施業を積極的に進めます。	森林整備課	○立地条件や地域特性に即した多様な森林づくりを推進するため、長伐期施業（機能増進保育865ha）や複層林施業（樹下植栽11ha）、広葉樹林整備（改良749ha）を実施。
174	○森林の適正管理と併せ、保安林の充実、治山施設の整備等を行い、水資源のかん養と災害に強い県土の形成を図ります。	森林整備課	○森林における開発行為を適正に行うために、森林法に基づき19件の許可と森林パトロール等による指導を実施。
175	○ふれあいの森、環境保全保安林など森林利用施設の整備や都市近郊林、里山林など優れた自然景観の保全を図ります。	森林整備課	○保健休養の場としての森林空間の総合利用を促進するため、森林整備の実施（自然林造成1.72ha、自然林改良1.59ha）と併せ、管理歩道（510m）、簡易作業施設（1棟）を整備。
176	○松くい虫被害の防止や野生鳥獣による農林被害の防止を図ります。	森林整備課	○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布2,044ha、地上散布41ha、伐倒駆除27,604m ³ を実施。 ○野生鳥獣による農林業被害を防止するために、有害鳥獣捕獲及びニホンジカ電気柵の設置に

			対し補助金を交付（4,935羽, 3,882頭, 20基）
177	○水源かん養機能や山地災害防止機能の高度発揮を図る上で重要な森林については公的管理等を促進します。	森林整備課	○県有林の環境の森林において、公益的機能を発揮させるため、新植, 下刈, 除間伐等の施策を実施。（新植0.40ha, 下刈1.39ha, 除間伐23.90ha）
178	○「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」を推進するとともに、緑の募金の普及定着、森林ボランティア*や緑の少年団等の県民参加による緑づくり及び森林浴の森等の整備に努めます。	森林整備課	○緑化強調期間（2月1日～4月30日）における緑化思想の普及啓発用のチラシを作成し、配布。 ○緑の少年団等の地域緑化活動等への指導を実施。 ○県民参加の森林づくりに関する情報の収集・提供。
179	16-（3） ゆとりとうるおいのある環境の形成 1 緑の空間の保全・整備 （1） 緑の空間の保全 ○都市近郊や里山の森林など、地域に親しまれ地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な保全に努めます。	森林整備課	16-（3） ゆとりとうるおいのある環境の形成 1 緑の空間の保全・整備 （1） 緑の空間の保全 ○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、緑被率の向上、港湾・漁港の緑地整備等を実施。
180	○沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。	森林整備課	○沿道に隣接した森林の整備を推進。
181	○地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木医の活用等により適切な保全を促進します。	森林整備課	○樹木医を活用した保存樹の適切な保全について指導。
182	（2） 緑化の推進 ○県内各地において、地域の特性を活かした公園、緑地等の一層の整備を進め、みどりの交流空間づくりを推進します。	森林整備課	（2） 緑化の推進 ○15市町16路線において、県管理の道路の緑化を推進。
183	○緑が減少している地域や、美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを推進します。	観光課	○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施設の修景植栽等を実施。
184	○都市地域における緑の中核拠点であり、生物の生息・生育環境としても重要な都市公園等の整備を促進します。	都市計画課	○県内8箇所において都市公園を整備。
185	○庁舎や公営住宅などの公共施設の緑化を積極的に推進します。	建築課 財産管理課	○始良保健所、始良福祉事務所など県有施設において緑化を推進。 ○本庁敷地内の樹木・草木を管理。 ○各合同庁舎についても、本庁舎と同様、樹木・草木を管理。
186	○公園等公共施設の緑化に当たっては、郷土産樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	都市計画課	○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種（郷土産樹種）を選定し、植栽を実施。
187	○行政、住民、企業等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。	森林整備課	○県民の緑化思想の普及・啓発を推進。
188	○都市計画における風致地区*等の緑地については、適正に保全するとともに、必要に応じ緑地保全地区の指定を検討します。	都市計画課	○鹿児島市（寺山、慈眼寺）及び大口市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。
189	○緑化推進組織の強化や民間団体の育成を図るとともに、（財）かごしまみどりの基金*との連携などにより、県民参加のみどりづくりを推進します。	森林整備課	○（財）かごしまみどりの基金の基本財産の造成、市町村みどり推進協議会の設置、緑の少年団（72団, 2,700人）、森林ボランティア（個人460名、団体18団体）の育成、活動の支援。 ○2月1日から4月30日までの「緑化強調期間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。 ○4月23日～29日までの「みどりの週間」を中心に県下各地で緑化キャンペーンを実施。 ○4月29日みどりの日に「みどりの感謝祭」、10月23日に「森の秋まつり」を県民交流センターで開催し、県民が森林とふれあう機会を提供。
190	2 水辺空間の保全・整備 （1） 水辺空間の保全 ○渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とし、特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。	河川課	2 水辺空間の保全・整備 （1） 水辺空間の保全 ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（住用村）等で実施。
191	（2） ふれあい機会の充実 ○水辺空間を動植物と親しむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。	河川課	（2） ふれあい機会の充実 ○親水性に富む河川の整備を図るため、平成17年度までに22箇所において親水護岸を整備。
192	○ウォーターフロントを整備し、水と親しむ場として充実します。	港湾空港課	○国土保全との調和を図りつつ、快適な海岸環境の保全を図るため、平成17年度は5海岸で親水

			性護岸，砂浜遊歩道，植栽等を整備。
193	○緑化護岸，自然石護岸及び遊歩道等を整備し，道路緑地，公園緑地など緑の空間とのネットワーク化を図ります。	砂防課 農地整備課	○平成17年度は事業なし。 ○農村地域に広域に存在する水路・ダム・ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に，施設の有する水辺空間を活用し，親水施設等を7地区について整備（進捗率58.1％）。
194	○県内の名水，滝及び渓谷などを広く県民に紹介するとともに，ふれあい施設等周辺環境の整備などに努めます。	観光課	○インターネット等を活用し，本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
195	○都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。	都市計画課	○気軽に水に親しむことのできる公園の整備。
196	○農業用排水路やため池については，景観や生態系にも配慮しながら，親水施設や緑化施設などの整備を推進します。	農地建設課	○ため池等整備工事，用排水施設整備工事を行う際に，併せて周辺環境を保全・活用し，親水施設等を1地区（県本土1）について整備。 ○農地保全に関わる海岸で総合的なレクリエーション機能を発揮するため，護岸堤，突堤，植栽，遊歩道等の新設又は改良を奄美地域の1地区で実施した。
197	○河川改修においては，自然景観や生態系に配慮する多自然型川づくりを基本とし，河岸の緩傾斜化や階段護岸など，親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川（住用村）等で実施。
198	○海岸については，緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○平成17年度は事業なし。
199	○湖沼については，その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに，整備を推進します。	河川課	○平成17年度は事業なし。
200	○港湾については，快適な港空間の形成を図るため，地域の特性に応じ自然に溶け込み，生物にやさしい港を理念としたエコポート*（環境と共生する港湾）の形成に努めます。	港湾空港課	○港湾利用者・地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地，親水広場，イベント広場，休憩所，遊歩道，植栽等7地区を整備。
201	○漁港については，地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場としての漁港・漁村の整備や，漁場環境，水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。	漁港漁場課	○漁港海岸環境において，海岸の快適な利用と環境の保全を図るため江口漁港で事業を実施。 ○快適で潤いのある漁港環境を形成するために今和泉漁港など5地区で緑地広場や親水性護岸を整備。
202	3 景観の形成 (1) 自然景観の保全 ○地域の自然的社会的特性に配慮しながら，山岳景観，河川景観，農村景観及び海岸景観などの自然景観の保全に努めます。	農地整備課	3 景観の形成 (1) 自然景観の保全 ○多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村空間を形成するため，農村の自然環境整備事業を2地区で実施。（里地棚田保全整備事業） ○砂防事業を実施する箇所においては，多様な自然環境を保全し，次世代へ引き継いでいくため，「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき，地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進。
		砂防課	
203	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○歴史的遺産を活用し，周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。	地域政策課	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○歴史的遺産を活用した景観の形成に対し，景観アドバイザーを派遣 ○伝統的建造物群保存地区での修理・修景事業を実施。
		文化財課	
204	(3) 適切な誘導，規制措置による景観の形成 ○全県的かつ総合的に景観形成を推進するための基本的な指針となる県景観形成基本計画に基づき，本県における望ましい景観の形成を図ります。	地域政策課	(3) 適切な誘導，規制措置による景観の形成 ○「県景観形成基本計画」（平成10年3月）に基づき，景観形成の普及・啓発のための地域リーダー等の研修等を実施し，また，景観形成の実践活動への支援のための景観アドバイザーの派遣，景観に配慮した公共事業の推進のための庁内連絡会議の開催や技術職員に対する研修などを実施。
205	○都市地域における建造物の建設に当たっては，都市景観との調和に配慮します。	都市計画課	○鹿児島都市計画区域において，鴨池ニュータウン業務地区，寺山風致地区神月タウン，明ヶ窪地区，伊敷グリーンヒル地区，武岡台地区，星ヶ峯南地区，南皇徳寺台地区，万田ヶ宇都地区ニュータウン慈眼寺団地地区，慈眼寺風致地区慈眼寺台地区，与次郎ヶ浜地区，木材団地，木材加工団地及び南栄一丁目地区の計13地区の地区計画を決定。 ○松元都市計画区域において，ガーデンヒルズ松陽台地区計画を決定。 ○鹿屋都市計画区域において，パークヒルズ鹿屋地区計画を決定。
206	○屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い，街の美観の形成を促進します。	都市計画課	○屋外広告物法の改正（簡易除去対象物件の拡大等）について，市町村担当者研修会や広報で周知。
207	(4) 各種事業による景観の形成 ○市町村による個性あるまちづくりや街並保存，地域特有の街路並木づくりなど，景観の形成を促進します。	道路維持課	(4) 各種事業による景観の形成 ○道路の旧道敷を利用したポケットパーク2箇所を整備。 ○市町村等のまちづくりに対し，景観アドバイザーを派遣。
		地域政策課	
208	○市町村における計画策定への助言等の他，景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。	地域政策課	○市町村職員を対象とする景観研修会の実施や市町村の景観に関する計画策定等に対し，景観アドバイザーを派遣。

209	○みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を推進します。	森林整備課	○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、間伐や枝打等の森林整備を実施。
210	○電線類の地中化事業による無電柱化を推進し、景観対策を図ります。	道路維持課 港湾空港課	○鹿児島市来線他2路線で整備。 ○平成17年度は事業なし。
	16－(4) かけがえのない地球環境の保全 1 地球環境保全活動の推進		16－(4) かけがえのない地球環境の保全 1 地球環境保全活動の推進
211	○県地球環境保全行動計画で提案する環境保全に向けた具体的行動を、県民、事業者及び行政が自主的かつ積極的に全県的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。	環境政策課	○県地球環境保全行動計画（平成11年3月策定）で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催（平成17年6月）するとともに、県民運動推進員の研修会を県内13箇所を実施。
212	○地球温暖化対策、省資源・省エネルギー対策及びフロン対策として、意識の啓発をはじめとする各種対策を推進します。	環境政策課	○第6回かごしま環境フェアを鹿屋市で開催（平成17年10月）し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、地球環境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。
	2 地球温暖化の防止 (1) 推進体制の整備等		2 地球温暖化の防止 (1) 推進体制の整備等
213	○本県の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めるため、「県地球温暖化対策推進計画」を策定します。	環境政策課	○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスについて具体的な削減目標や削減対策等を規定した県地球温暖化対策推進計画を平成17年3月に策定。
214	○県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。	環境政策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者10名を平成16年6月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（委嘱期間H17.6～H18.3）。
215	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、地球温暖化防止に関する情報提供など自主的な取組や団体の活動を促進します。	環境政策課	○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。
216	○地球温暖化防止活動を県民一体となって推進するため、地球環境を守るかごしま県民運動や「地球温暖化対策地域協議会」等の活動を促進します。	環境政策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動推進会」の構成団体は174団体、また、指宿市において、地球温暖化対策地域協議会を設立。
217	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県自ら率先して地球温暖化防止活動に取り組みます。	環境政策課	○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。
218	○市町村の地球温暖化防止実行計画の策定を促進します。	環境政策課	○2市3町において地球温暖化防止実行計画を策定 ○市町村に対して、地球温暖化防止実行計画策定に係る研修会の開催
	(2) 二酸化炭素の排出抑制 (2)－1 省エネルギー対策		(2) 二酸化炭素の排出抑制 (2)－1 省エネルギー対策
219	○日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーに関する意識の啓発を図るとともに、自主的実践活動を促進します。	環境政策課	○省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等22,500部）や環境関連のイベントでのパネル展、研修会を開催。
220	○県、市町村、関係団体が連携して、アイドリングストップ運動を推進します。	環境政策課	○県地球環境を守るかごしま県民運動において、荷物の積み卸しや人待ち時などのアイドリング・ストップの実践と普及啓発を実施。 ○社団法人鹿児島県トラック協会など民間団体や企業において、アイドリング・ストップ運動を実施。
221	○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに、民間における普及を促進します。	環境政策課	○県及び市町村において、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車）を導入、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入。
222	○太陽光利用システムの導入や断熱化等の省エネルギー対策を推進します。	環境政策課 財産管理課	○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。 ○本庁舎、鹿児島合同庁舎等に導入。
223	○省エネルギーに貢献する環境共生住宅の整備を促進します。	住宅政策室	○環境共生住宅講習会の実施、環境共生モデル公営住宅の建設。

224	○バス交通サービスの充実，在来鉄道の活性化，交通ターミナルのバリアフリー化により，利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し，公共交通の利用を促進します。	交通政策課	○平成18年3月1日から，利用者の利便性向上のため，鹿児島中央駅前広場バスターミナルへの全バス事業者乗入れを実施。 ○平成17年8月から，鹿児島空港連絡バスの直行便を大幅に増便し，所要時間の短縮を図った。
225	(2)ー2 新エネルギーの導入 ○県新エネルギー導入ビジョンに基づき，太陽光や風力による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。	地域政策課	(2)ー2 新エネルギーの導入 ○事業者，市町村担当者等を対象とした「新エネルギー導入セミナー及び現地研修会」を開催した。 ○「新エネルギー導入ガイドブック」を製作・配布 ○市町村において新エネルギー導入ビジョンを策定。
226 *	○木質資源や畜産廃棄物，焼酎粕などの未利用資源については，バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。	林業振興課 食の安全推進課	○製材端材を活用した木材乾燥施設を1基整備（H16からの繰り越し）。 ○バイオマス利活用施設の整備を推進。
227	○県や市町村による公共施設への新エネルギー導入を積極的に進めるとともに，事業者による新エネルギー導入を促進します。	地域政策課	○市町村や事業者において，太陽光発電，風力発電，天然ガスコージェネレーション，クリーンエネルギー自動車を導入。
228	(2)ー3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進 ○廃棄物の減量化を促進するとともに，廃棄物を再利用可能な資源として捉え，リサイクルを促進します。	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課	(2)ー3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進 ○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。 ○ごみ減量等推進研修会の開催，県政広報テレビ番組での啓発，各種イベントにおいてポスター・啓発パネルの展示，リーフレット・リサイクル製品の配布等を実施。
229	(3)その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)ー1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○家畜排せつ物等の適正処理と良質堆肥生産技術の開発・普及を通じて，メタンを中心とした温室効果ガスの排出抑制に努めます。	畜産課	(3) その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)ー1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
230	(3)ー2 代替フロンの回収と適正処理 ○フロン回収破壊法，家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき，温室効果ガスである代替フロンの適正処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境政策課	(3)ー2 代替フロンの回収と適正処理 ○自動車リサイクル法におけるフロン類回収業者の登録時の適正処理について，指導を行うなど，代替フロンの適正処理を促進。 ○第一種フロン類回収業者及び第二種フロン類回収業者が業務用冷凍空調機器，カーエアコンから代替フロン等の回収を実施。
231	(4) 二酸化炭素の吸収源対策 ○二酸化炭素の吸収源としての森林の適切な保全・整備を図るため，長伐期施業，育成複層林施業等を通じて，二酸化炭素を吸収し，長期にわたって固定しうる森林づくりに努めます。また，公園緑地の整備等による都市地域の緑化に努めます。	森林整備課 都市計画課	(4) 二酸化炭素の吸収源対策 ○森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため，育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。 ○県内8箇所において都市公園の整備を進めるとともに，県管理の道路の緑化を実施。
232	3 オゾン層の保護 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収破壊法，家電リサイクル法及び自動車リサイクル法の周知，適正な施行を図り，フロンの回収・破壊を促進します。	環境政策課	3 オゾン層の保護 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収破壊法（平成13年6月制定）の施行により，平成17年度末現在，業務用冷凍空調機関係の第一種フロン類回収業者347業者が知事登録を受けて，フロンの回収を実施。
233	○オゾン層保護に関する県民や事業者の意識の啓発を図るとともに，工場・事業場に対する指導を強化します。	工業技術センター 環境政策課	○技術相談等で情報の提供や相談の実施。 ○オゾン層保護対策推進月間（9月）等に，ポスター，パンフレットによりオゾン層保護，地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発。
234	(2) 脱フロン化の促進 ○金属製品等の洗浄剤などについて，脱フロン化を促進します。	環境政策課	(2) 脱フロン化の促進 ○電子部品等の洗浄剤については，産業界の計画的な取組として水，炭化水素など代替物質への転換が進められている。 ○ノンフロン製品の普及に係るパンフレットをイベント等で配布。
235	○公共施設における脱フロン化を推進するとともに，家庭や民間施設についてもその促進を図ります。	環境政策課	
236	4 国際協力等の推進 ○ボランティアや民間企業等が行う国際協力に対して，情報提供などの支援を行います。	国際交流課 環境保護課	4 国際協力等の推進 ○ボランティアや民間企業等が行う国際協力等に対する情報提供。 ○第2回世界自然遺産会議において，屋久島の自然や文化等について情報提供
237	○環境の状況や環境保全技術について，情報を発信します。	環境政策課	○平成16年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成17年版環境白書800部を作成し，関係機関等へ配布。
238	○大気汚染や水質汚濁等に関する環境汚染物質モニタリングや分析技術に関し，韓国や	環境保護課	○J I C A（独立行政法人国際協力機構）地域提案型研修の研修員受入。

	中国、東南アジアを中心に、技術者の派遣や研修生の受入れ、環境情報の相互提供に努めます。				
239	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発	国際交流課		○中国工蘇省へ食品生産に係る中小企業の環境管理（ISO14001）の専門家を派遣。。	
240	○酸性雨について、モニタリングの実施などにより、実態把握や原因等の解明を促進し	環境保護課		○第2回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供	
		環境管理課		○酸性雨が屋久島原生林の土壌、樹木に及ぼす影響（樹木衰退状況）を調査。	
241	16－(5) 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進 ○環境影響評価法、県環境影響評価条例及び個別法に基づき、各種開発行為について環	環境政策課		16－(5) 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進 ○県環境影響評価法に基づくもの3件、公有水面埋立法に基づくもの4件、港湾法に基づくもの2件について審査し、環境の保全の見地から意見を述べた。	
242	○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について一層の知見の集積を図ります。	環境政策課		○各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。	
243	○国土利用計画法*、大規模取事前指導要綱及び土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	環境政策課		○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導。	
244	2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会の提供 ○環境学習を体系的かつ計画的に推進するため、新たに県環境学習推進基本方針を策定します。	環境政策課		2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会提供 ○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。	
245	○学校の「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育や生涯学習の場等における環境学習を推進します。	学校教育課		○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の特性を活かした体験的な学習がなされるよう研究会や諸会合等で指導。	
		環境政策課		○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。	
246	○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、生命と環境の学習館*（かごしま県民交流センター内）、屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業、民間団体等の相互連携を推進します。	環境政策課		○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を、地球環境の大切さ等を学ぶ場として活用。 ①小中学生等を対象として、「環境」「食」「農」をテーマとしたワークショップの開催。 ②地域環境学習リーダー養成講座の開催 ・プロジェクトワイルド・エディケーター養成講座、ネイチャーゲームリーダー養成講座	
		環境保護課		○国、県、地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し、環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。	
247	○教材、プログラムの提供、講師の派遣、環境学習に役立つ情報の提供などの支援を行います。	環境政策課		○「生命と環境の学習館」において、環境について考えるボードゲームや騒音計、生物観察用品等の貸出、水質調査用試薬やパンフレットの配布、環境学習アドバイザーの派遣等を行った。	
248	○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。	環境保護課		○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。	
		観光課		○自然公園の適正な利用の誘導が図られるよう、屋久島地区では登山歩道の整備を実施。また、奄美群島では宇検村、和泊町、伊仙町で園地など公園利用施設を整備。	
249	○学校における環境教育を総合的に推進するため、環境教育手引書や活用事例集の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。	学校教育課		○学校における環境教育を総合的に推進。 ①環境教育の具体的な進め方に関する参考案をまとめ発表する研究地域の指定（上屋久町） ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催と長期休暇中の来所研修（各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても、環境教育の視点からの研修等有り） ③全国規模の研究会や研修会等への教員の派遣。 ④学校での研究会等への講師派遣や各種情報の提供。	
250	(2) 自主的実践活動の促進 ○環境学習アドバイザー*、グリーンマスター（みどりの指導員）及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。	環境政策課		(2) 自主的実践活動の促進 ○環境分野の有識者21人を環境学習アドバイザーに委嘱（H17年度～H18年度）。	
		森林整備課		○グリーンマスター3名を認定（延べ22名）	
		環境保護課		○「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。	
251	○自主的実践活動に対し環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを促進します。	環境政策課		○環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から、21名を環境学習アドバイザーとして委嘱（平成17年4月から2年間）。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等にこの環境学習アドバイザーを講師として55回派遣し、5,197人が講座等を受講。	
252	○環境月間*等でのキャンペーン、スターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入及び省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発	環境政策課		○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会、環境教育授業、ウミガメ保護パトロール等を実施し、環境保全意識の啓発に努めた。	

	を図ります。		
253	○自然環境の保護や環境保全活動を積極的に行っている子供達を「かごしまこども環境大臣」に任命し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成を行います。	環境政策課	○県内各地の環境保全活動を積極的実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命。 ○こども環境大臣サミットを平成18年8月2日に開催。かごしまこども環境宣言2006を作成。 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。
254	○次代を担う子供たちが自主的に環境学習や環境保全活動を行うこどもエコクラブの設置を促進します。	環境政策課	○平成17年度は、76クラブ（会員1,421人）が登録。 ○こどもエコクラブサポーター研修会を平成18年1月14日（土）に開催。 ○こどもエコクラブ交流会を平成17年8月6日（土）～7日（日）に開催。
255	(3) 環境教育・環境学習施設の活用 ○環境について体験・学習できる生命と環境の学習館、屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。	環境政策課	(3) 環境教育・環境学習施設の充実 ○環境教育や環境学習の拠点として、かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催するとともに、図書やパンフレット、インターネットなどを通して情報を提供。
		環境保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ197名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
256	○環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。	環境保健センター	○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し、大気及び放射線のテレメータシステムで収集したデータの表示装置や各種パネル等を使用して学習する機会を提供。
257	○自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。	都市計画課 観光課	○環境教育・環境学習の場として公園を活用。 ○自然保護思想の高揚を図るため、桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行った。
258	3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。	環境保健センター	3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○トリクロロエチレン、ベンゼン等の揮発性有機化合物の地域特性を明らかにするため、環境大気中の揮発性有機化合物濃度とPRTR法に基づく集計データとの関連性の調査を実施。
259	○環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。	環境保健センター	○硝酸性窒素による地下水汚染が認められた曾於市内において、硝酸性窒素及びイオン成分を測定・解析し、地下水汚染の原因を推定。
260	○リモートセンシング*を利用した環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。	環境保健センター	○リモートセンシングデータの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。
261	○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。	工業技術センター 水産技術開発センター 環境保健センター 林業試験場 農業試験場	○発泡製品再利用における低環境負荷型成形技術の研究。 ○魚類養殖において、魚の餌料から海域へのリン等を削減する可能性を検討する事業や焼酎粕等のより安価で安定供給が見込まれる魚粉代替物質の探索を行うとともに残餌の少ない固形飼料の普及を推進。 ○鹿児島湾のCOD悪化の原因を究明するため、湾奥から湾口における栄養塩(窒素, リン)や全有機体炭素等の調査を行い、鹿児島湾の水質を改善するための対策を検討。 ○二酸化炭素吸収量算定のための森林バイオマスデータの収集を実施。 ○自然環境に配慮した山腹法面の緑化工法を検討するため、法面の侵入植生調査、現地適応試験を実施。 ○サツマイモからのでん粉製造過程において、現在未利用の廃液やでん粉かすからβ-アミラーゼや食物繊維などを工業的に利用し、環境に負荷をかけないサツマイモの新規総合利用技術の開発に取り組んだ。
262	(2) 監視観測体制の充実 ○大気、水質、廃棄物、環境放射線等に関する監視観測体制を充実強化します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境保護課	(2) 監視観測体制の充実 ○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物の分析試験を実施。 ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、23施設の特定事業場の排出ガスや排水を採取・分析した結果、すべて排出基準に適合。 ○自然保護監視員8名、自然保護推進員66名を設置し、地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに、自然保護監視員・推進員研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○希少野生動植物保護推進員69名を設置し、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護活動を図るとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○鳥獣保護員102名を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、

			鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い、資質の向上を図った。
		環境管理課	○9箇所の大気汚染常時監視測定局において、常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。また、酸性雨については、県内2箇所で監視調査を実施。(ほかに鹿児島市が1箇所実施) ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した大気、水質、底質、土壌、地下水など延べ86地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。
263	4 環境情報の整備・提供 ○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集・提供する体制の整備に努めます。	環境政策課	4 環境情報の整備・提供 ○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」の環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーにおいて、各種書籍、パンフレット等の閲覧や配布を実施。
264	○環境白書などにより、わかり易く親しみやすい環境情報を提供します。	環境政策課	○平成16年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成17年版環境白書800部を作成し、関係機関等へ配布。
265	○県民、事業者の自主的積極的な環境保全活動を支援するため、県内の自然資源の分布や環境の状況を把握し、画像情報等により提供します。	環境政策課	○平成17年版環境白書及び鹿児島県の環境(環境白書概要版)を県のホームページに掲載。
266	5 公害紛争の適正処理 ○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。	環境政策課	5 公害紛争の適正処理 ○保健所等に配置されている公害苦情相談員等が69件の公害苦情相談に対応。
267	○公害の紛争については、公害紛争処理法*に基づく公害審査会において、斡旋、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。	環境政策課	○平成17年度は、申請無し。
268	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入及び普及促進を図ります。	環境政策課	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○かごしま産業支援センターによるISO14001基礎講座、内部監査員養成講座の開催。 ○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催、パンフレットの配布 ○県庁本庁舎においてISO14001の認証を取得(平成18年3月24日)
269	○小規模企業者等設備導入資金により、事業者の環境保全対策を促進します。	経営金融課	○小規模企業者等の公害防止施設等の設置を促進するため、小規模企業者等設備導入資金制度を実施。 ○一般廃棄物処理業者に対し、スーパー等から排出される食品残渣を飼料として再利用するための食品残渣リサイクル設備一式の導入資金の一部貸付。
270	○グリーン購入を促進します。	環境政策課 経営金融課	○グリーン購入法に基づく「県環境物品等調達方針」により環境配慮型製品を購入。 ○市町村、地球環境を守るかごしま県民運動構成団体に対してグリーン購入の促進。 ○産業廃棄物処理業者に対し、公共工事等で発生した伐採木を園芸用土として再利用するための木くず破砕機を平成16年度から貸与中。
271	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。	環境政策課	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等を実践。
272	16-(6) 環境保全に関する重点施策 1 ブルーリバー21の推進 ○下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。	生活排水対策室	16-(6) 環境保全に関する重点施策 1 ブルーリバー21の推進 ○平成17年度末下水道処理人口普及率 36.6%
273	○農業振興地域については、農業集落排水施設の整備を促進します。	生活排水対策室	○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成17年度までに、8市15町2村58地区で事業に着手、うち8市14町1村の48地区で供用開始。
274	○漁港背後地等の集落については、漁業集落排水施設の整備を促進します。	漁港漁場課	○漁業集落排水施設の整備は、平成17年度までに7市町村12地区で事業に着手、8地区で供用開始。
275	○公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。	生活排水対策室	○平成17年度末浄化槽人口普及率21.7%
276	2 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○鹿児島湾の水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。	環境管理課	2 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うとともに、清掃用ゴミ袋を作成配布するなど水質保全に対する意識の啓発の推進。
277	○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策などの発生源対策をはじめ、きめ細かな環境保全対策を推進します。	生活排水対策室	○汚水処理施設の整備を促進。H17年度末汚水処理人口普及率60.9%。

		水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖魚場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖魚場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖魚場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
		環境管理課	○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を実施。
		農産課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導等、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。
		畜産課	○家畜排せつ物法に基づく管理基準に対応するため、関係機関が連携し、家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
278	○県、市町村及び住民団体・事業者団体等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的実践活動を促進します。	畜産課 環境管理課	○家畜排せつ物法に基づく管理基準に対応するため、関係機関が連携し、家畜排せつ物の適正 ○計画の推進にあたっては、「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾環境行政連絡会議（県、湾城市町）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。
279	3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進 ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の常時監視や排出基準監視を通じ、ダイオキシン類による汚染の防止に努めます。また、環境保健センターに整備した分析機器等を活用し、監視体制の強化を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 環境管理課 環境保健センター	3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進 ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、23施設の特定制業場の排出ガスや排出水を採用・分析した結果、すべて排出基準に適合。 ○ダイオキシン類特定施設の排出基準適合状況調査（1施設）を実施。 ○ダイオキシン類常時監視調査（大気5地点/年2回、水質・底質15地点/年1回、地下水質10地点/年1回、土壌16地点/年1回）を実施。 ○大気、公共用水域の水質、底質、地下水質、土壌のダイオキシン類について、常時監視調査を実施し、環境の状況を把握。また、廃棄物焼却施設の排出ガス及び廃棄物最終処分場の放流水・地下水のダイオキシン類について、排出基準監視調査を実施し、特定制業場の状況を把握。
280	○県ごみ処理広域化計画に基づき、焼却施設（溶融固化施設を含む）の整備を促進するとともに、既設の施設についても適切な改造を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫補助制度の導入を図り、ごみ焼却施設2箇所（鹿児島市、肝属地区一般廃棄物処理組合）の整備を促進。
281	○PRTR制度に基づく化学物質の排出・移動量調査を実施するとともに、有害化学物質の管理の促進や環境汚染実態調査に取り組みます。	環境管理課	○508事業所から届出があり、これを受付し、国に送付。本県のPRTRデータをまとめホームページに公開。
282	4 ごみ減量化・リサイクル鹿児島プランの推進 (1) 普及啓発活動の展開 ○県民自ら大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	4 ごみ減量化・リサイクル鹿児島プランの推進 (1) 普及啓発活動の展開 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいてポスター、啓発パネルの展示、リーフレット、リサイクル製品の配布等を実施。
283	○産業廃棄物の適正処理について県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報の積極的な提供を行います。	廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し、40組102人が参加。 ○産業廃棄物処理に係る先進地視察や産業廃棄物セミナーを開催。 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいてポスター・啓発パネルの展示、リーフレット・リサイクル製品の配布等を実施。
284	(2) 循環システムの構築 ○容器包装リサイクル法に基づき各市町村が策定した市町村分別収集計画により、リサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2) 循環システムの構築 ○県内では、72市町村が、平成12年4月から全面施行された容器包装リサイクル法に基づき、平成17年に第4期分別収集計画（平成18年度～平成22年度）を策定したところである。
285	○家電リサイクル法に基づき、対象家電品目が適正なルートで回収され、リサイクルが促進されるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことを受け、廃家電のリサイクルの円滑な実施を図るとともに、離島地域（種子島地区及び奄美地区）における収集運搬料金の低減化のための協議を実施。
286	○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○平成17年1月から本格施行された自動車リサイクル法について、ポスター等により、制度の普及啓発を行うとともに、関連事業者、市町村に対し説明会を実施。離島からの海上輸送費に係る助成制度について、離島市町村等に対し助言・指導を実施。
287	○再資源化・溶融固化施設の広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫補助事業の導入を図り、リサイクルプラザ1箇所（肝属地区一般廃棄物処理組合）の整備を促進。
288	○ごみを破碎選別し資源化するとともに、リサイクルに関する啓発・学習などを行う複合的な施設であるリサイクルプラザの広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫補助事業の導入を図り、リサイクルプラザ1箇所（肝属地区一般廃棄物処理組合）の整備を促進。

289	○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務づけるほか、事業者間における産業廃棄物のリサイクルに関する情報交換制度の周知活用を図ることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）の105事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）の15事業所が処理計画を策定。
290	○建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者と受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理について指導します。	技術管理課	○建設業者を対象に行っている研修の中で、建設リサイクル法の概要等を説明し、適正処理を指導。
291	(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備 ○今後整備する産業廃棄物の管理型最終処分場については、施設のより一層の信頼性・安全性を高めるため、基本的に公共関与による整備を関係市町村長や関係者と協議して推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備 ○施設の必要性安全性について、より多くの県民の方々に理解や認識を深めていただくため、県外先進地視察の実施や産業廃棄物セミナーの開催などの普及啓発活動を実施。
292	(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○環境関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。	企業立地推進室 廃棄物・リサイクル対策課	(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○平成17年度は環境関連企業の立地なし。 ○リサイクルに資する施設整備及び研究開発に対する補助制度を実施（H17～） ・施設整備補助 1件 9,500千円 ・研究開発補助 2件 2,836千円
293	5 環境保全型農業の推進 (1) 環境にやさしい産地づくり ○家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質な堆肥生産に努めるとともに、それらの堆肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特性を活かした、持続性の高い環境にやさしい農業の導入を促進します。	食の安全推進課 流通園芸課	5 環境保全型農業の推進 (1) 環境にやさしい産地づくり ○県良質堆肥生産利用推進協議会と連携して、良質堆肥生産の技術指導や利用促進のための啓発・普及活動を実施。 ○生産団体において、簡易堆肥舎の整備を進め、環境にやさしい産地づくりを推進。
294	○土壌診断に基づく化学肥料の適正な使用に努めるとともに、病害虫発生予察による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。	食の安全推進課 農業試験場	○土壌診断に基づく適正な施肥により化学肥料の10アール当たりの施肥量は63.3%（H15/S60）に削減。病害虫発生予察による適正な農薬使用により、10アール当たりの使用量は45.4%（H17/S60）に削減。 ○窒素施肥量の多い施設野菜等を対象に、土壌診断に基づく適正施肥技術の確立を目標に、施肥量削減に有効な養液栽培技術を地力別に検討。
295	○農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を促進します。	食の安全推進課	○地域ぐるみの回収処理の推進により、前年度より283tも多い、3165tを再処理。
296	○健全な土づくりと化学肥料や農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成するとともに、これらの取組に対する消費者の理解促進を図ります。	食の安全推進課	○エコファーマーが新たに395戸（累計3625戸）認定されるなど、産地ぐるみでの取組が増加。
297	(2) 環境にやさしい畜産経営の実現 ○「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を強化し、環境汚染の防止に努めるなど環境にやさしい畜産経営の実現を目指します。	畜産課	(2) 環境にやさしい畜産経営の実現 ○家畜排せつ物法に基づき、環境汚染の防止を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施。
298	○家畜排せつ物処理施設等の計画的整備を進め、家畜排せつ物の適正処理を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物処理施設の整備状況については、資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等で畜産農家161戸の施設整備を実施。
299	○堆肥コンクールや生産指導等による堆肥の品質向上と耕種面での利用の促進を図ります。	食の安全推進課	○堆肥コンクールを開催し、52点が出品された。また、地域間情報交換会等における耕種農家との意見交換を実施。
300	(3) 農業技術の開発・普及 ○化学肥料・農薬等を削減するための技術の開発や改善及び新しい有機質肥料の研究・開発を進めるとともに、これらの普及を進めます。	農産課 食の安全推進課 茶業試験場 農業試験場	(3) 農業技術の開発・普及 ○農薬の使用量については、茶の害虫であるハマキムシ類の天敵を活用した総合防除体系を県内茶園の約5割に普及。 ○病害虫発生予察情報の提供等による効率的な農薬の使用により、10アール当たり使用量を45.4%（H17/S60）に削減。 ○性フェロモン剤を利用したハマキムシ類の防除効果について普及情報として取りまとめ、現地に普及した。 ○赤焼病に対する防除を行う場合、展着剤を加用することで養液散布量を400リットル/10aから200～300リットル/10aに削減できることを明らかにした。 ○従来法に替わる簡易な地力窒素定量法の有効性を明らかにした。地力窒素に対応した効率的

			なかん水施肥栽培技術の開発に取り組んだ。
301	(4) 推進体制 ○環境にやさしい農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組みます。	食の安全推進課	(4) 推進体制 ○県農業環境協会等関係機関・団体と一体となって、「環境にやさしい農業」の実現のための総合的な啓発・普及活動を実施。
302	6 屋久島環境文化村構想の推進 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	環境保護課	6 屋久島環境文化村構想の推進 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を2回開催し、山岳部における利用の適正化を図った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を53,600部作成・配布。 ○屋久島環境文化村センター入館者数59,431人、研修センター入館者数8,119人
303	○屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進に努めることにより、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。	環境保護課	○屋久島環境文化村センター入館者数59,431人、研修センター入館者数8,119人
304	○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを安全性に配慮しながら促進します。	環境保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ197名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回開催。 ○屋久島環境文化村センター入館者数59,431人、研修センター入館者数8,119人
305	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	環境保護課	○第2回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
306	○屋久島の自然環境の保全を図る上で、自然保護の充実さらには適正な利用促進のための環境キップや協力金などの適切な制度の導入の検討を進めます。	環境保護課	○エコツアーガイドの登録・認定制度や山岳部における協力金制度等について検討。
307	7 奄美群島自然共生プランの推進 (1) 自然共生ネットワークの形成 ○奄美の地域資源（「宝」）を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークの形成に努めます。	環境保護課	7 奄美群島生物多様性の保全 (1) 自然共生ネットワークの形成 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。
308	(2) サンゴ礁と海岸の保全 ○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するための諸施策を一体として推進します。	環境保護課	(2) サンゴ礁と海岸の保全 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。（オニヒトデ捕獲数 17,188匹）
309	(3) 希少な野生動植物と森林の保全 ○アマミノクロウサギ、ルリカケス、イシカワガエル、ヤドリコケモモ等の希少な野生動植物と奄美の森を保全するための施策を一体として推進します。	環境保護課	(3) 希少な野生動植物と森林の保全 ○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第9次鳥獣保護事業変更計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成17年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha（群島面積の4.1%）の鳥獣保護区を指定。 ○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。
310	(4) 身近な自然の保全 ○里地・里山等を保護・管理・保全するための施策を一体として推進します。	環境政策課	(4) 身近な自然の保全 ○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導。
311	(5) 自然再生の検討 ○学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失っている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。	環境保護課	(5) 自然再生の検討 ○平成15年5月の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことを受け、推薦のための条件整備となる国立公園等保護地域の指定に向けて、自然生態系の現況調査、重要生態系の保全に係る普及・啓発事業等で構成する「奄美群島重要生態系地域調査事業」を実施した。（学術検討会2回、環境教育シンポジウム2回、奄美群島重要生態系地域調査会議（行政機関会議）1回、公開連続講座7回開催）、小・中学生向け「奄美の自然」学習教材作成・配布。
312	(6) 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進 ○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）を積極的に推進します。	観光課	(6) 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進 ○旅行エージェン特等に対し、奄美の自然の魅力を宣伝し、旅行商品造成の促進に努めた。
313	(7) 奄美のブランドの創出	環境保護課	(7) 奄美のブランドの創出 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。

	○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化を活用して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。	観光課	○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。
314	(8) 自然に対する配慮の徹底 ○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、率先した自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行います。	環境保護課	(8) 自然に対する配慮の徹底 ○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。
315	(9) 世界自然遺産登録に向けた取組 ○地域の合意形成のもと、世界自然遺産登録に向けた取組を積極的に推進します。	環境保護課	(9) 世界自然遺産登録に向けた取組 ○平成15年5月の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことを受け、推薦のための条件整備となる国立公園等保護地域の指定に向けて、自然生態系の現況調査、重要生態系の保全に係る普及・啓発事業等で構成する「奄美群島重要生態系地域調査事業」を実施した。（学術検討会2回、環境教育シンポジウム2回、奄美群島重要生態系地域調査会議（行政機関会議）1回、公開連続講座7回開催）、小・中学生向け「奄美の自然」学習教材作成・配布。
316	8 新グリーンプラン21の推進 (1) みどりの造成 ○みどり豊かで潤いのある県土づくりを進めるため、森林や農地の整備に努めるとともに、都市公園などみどりの拠点となる施設の整備・拡充や道路、河川、庁舎等の緑化、住宅等の身近なみどりづくりを推進します。	財産管理課 観光課 森林整備課	8 新グリーンプラン21の推進 (1) みどりの造成 ○庁舎敷地内の樹木について、剪定や施肥等の維持管理を行い、緑化に努めた。 ○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施設の修景植栽等を実施。 ○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、人工造林等を実施。
317	(2) みどりの保全 ○県民に受け継がれてきた、美しい景観に恵まれた自然や名木、古木等の貴重なみどりの適正な保全を図ります。	森林整備課	(2) みどりの保全 ○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、主要幹線沿いのみどり景観整備、港湾・漁港の緑地整備等を実施。
318	(3) みどりの利用 ○みどりを守り育てていくためには、みどりを多面的に活用していくことを通じて、みどりの持つ機能の向上を図っていくことが必要です。このため、都市公園や里山林、農地など身近なみどりを活用するとともに、森林や農とのふれあいを促進します。	林業振興課 森林整備課	(3) みどりの利用 ○県民の森・照葉樹の森において各種イベントを開催し、県民が森林とふれあう機会を提供した。
319	(4) 県民総参加のみどりづくり ○みどりを守り育てていくため、みどりづくりの普及啓発の充実や自主的な活動の促進、みどりを支える人の育成・支援等を図ることにより、県民総参加の取組を推進します。	森林整備課	(4) 県民総参加のみどりづくり ○緑化思想の普及啓発用のチラシを作成し配布。
320	○県民が一体となった取組を推進するため、広報誌やインターネット等の活用及びみどりの教育・みどりの学習等の機会を通じて、広く、また継続的に緑化思想の普及・啓発を図ります。	森林整備課	○広報誌やインターネット等を活用した緑化思想の普及・啓発を推進。
321	(5) 計画の効果的な推進 ○地域性を活かした総合的な観点から緑化を推進するため、国や県、市町村の緑化行政の連携を強化します。	森林整備課	(5) 計画の効果的な推進 ○市町村みどり推進協議会と（財）かごしまみどりの基金と連携し、みどりの県土づくりを推進。
322	9 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 (1) 県民運動推進体制の整備 ○県地球環境を守るかごしま県民運動推進会議の運営を行うとともに、市町村推進組織の設置を促進します。	環境政策課	9 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 (1) 県民運動推進体制の整備 ○県地球環境保全行動計画（平成11年3月策定）で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催（平成16年6月）するとともに、県民運動推進員の研修会を県内7箇所で開催。
323	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置します。	環境政策課	○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。
324	○県民運動推進員や「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。	環境政策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者10名を平成16年6月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（委嘱期間H16.6～H18.3）。
325	(2) 県民運動の展開 ○毎年度重点行動項目を設定し、自主的、積極的な環境保全活動を推進します。	環境政策課	(2) 県民運動の展開 ○電気、水の10%削減、燃料の10%削減、破棄物の減量化やリサイクル等毎年度重点項目（エコチャレンジ5）を決めて、運動を推進。
326	○県民運動推進大会や環境フェアを開催します。	環境政策課	○第7回かごしま環境フェアを鹿屋市で開催（平成17年10月）し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示、活動事例発表会などを通じ、地球環

			境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。
	(3) 環境学習ネットワークの構築推進		(3) 環境学習ネットワークの構築推進
327	○新たな環境学習基本方針を策定します。	環境政策課	○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。
328	○生命と環境の学習館の活用を促進します。	環境政策課	○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成17年度は54,251人が入館。
329	○学校における環境教育との連携を図ります。	環境政策課	○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。
330	○こどもエコクラブの設置を促進します。	環境政策課	○平成17年度は、86クラブ（会員1,091人）が登録。
331	○環境学習アドバイザーの活用を促進します。	環境政策課	○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として48回派遣し、5,197人が講座等を受講。
	10 新エネルギープラン21の推進		10 新エネルギープラン21の推進
332	○太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの導入促進及び普及啓発の推進のほか、公共施設への新エネルギーの導入を促進します。	地域政策課	○市町村や事業者において太陽光発電、風力発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車を導入。
333	○地熱開発調査や中小地熱の有効利用を促進します。	地域政策課	○電力会社等が地熱発電所の事業可能性調査を実施
	11 環境共生住宅の整備促進		11 環境共生住宅の整備促進
334	○環境共生モデル公営住宅の建設を促進します。	住宅政策室	○ハーモニー団地7戸（南さつま市）
	12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進		12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進
335	○森林吸収源対策推進プランに基づき、管理不十分な森林を含む重点区域の整備・保全を進めます。	林業振興課	○鹿児島市錫山地域をはじめ県内12カ所の重点地域で間伐等の森林整備・保全を実施。平成17年度末で道路開設5,400m（累計）、森林整備・保全510ha（累計）を実施。
336	○緊急に間伐等の保育が必要とされる森林において、重点的な森林整備を推進します。	森林整備課	○間伐を重点として地球温暖化防止に資する森林の整備を実施。
337	○機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図ります。	森林整備課	○治山事業により386haの造成・維持管理を実施。
338	○松くい虫や野生鳥獣等による森林・林業被害の防止を図ります。	森林整備課	○松くい虫及び野生鳥獣等による森林・林業被害を防止するため、薬剤の空中散布1,908ha、地上散布36ha、伐倒駆除16,928m ³ を実施し、有害鳥獣捕獲及びニホンジカ用電気柵の設置に対し補助金を交付。（4,975羽、3,726頭、19基）
339	○化石燃料の使用を抑制し、製材工場残材等を利用した木質バイオマスの活用を推進します。	林業振興課	○製材端材を活用しパルプ用チップを生産するため、チップパー1台を整備（H15繰り越し）。製材端材を活用した木材乾燥施設を1基整備（H16からH17に繰り越し）。
340	○森林吸収源対策として検証可能な森林資源データの整備を進めます。	林業振興課	○森林資源データの整備のため県内150カ所で森林調査を実施。
	13 環境学習ネットワークの構築		13 環境学習ネットワークの構築
341	○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集するとともに提供する体制の整備に努めます。	環境政策課	○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」において、各種書籍、パンフレット等により環境保全活動等に関する情報を県民に提供。
		環境保護課	○屋久島環境文化村センターにおいて、屋久島の自然や文化等に関する情報を提供。
342	○屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業及び民間団体等の相互連携を強化します。	環境保護課	○国、県、地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し、環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。
343	○生命と環境の学習館を環境学習の拠点として活用します。	環境政策課	○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成17年度は59,431人が入館。
344	○屋久島環境文化村中核施設などによる自然を活かした自然体験型環境学習を推進します。	環境保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ197名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
345	○自主的な環境学習や環境保全活動に対する環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを推進します。	環境政策課	○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として55回派遣し、5,197人が講座等を受講。
		環境政策課	○こどもエコクラブ交流会、こどもエコクラブサポーター研修会を鹿児島市で開催。